宮 城 県 公 報

令和８年５月 22 日（金）
定期第 699 号

目 次

訓令甲

○　事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事課）

告示

○　生活保護法による指定介護機関の指定（社会福祉課）

○　生活保護法による指定介護機関の変更の届出（同）

○　生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（同）

○　連携管理保全計画の認可（農村振興課）

○　保安林の指定施業要件の変更（２件）（森林整備課）

○　都市計画変更の図書の写しの縦覧（２件）（都市計画課）

○　海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託（２件）（教育庁高校教育課）

公告

○　政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定（広報課）

○　政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定（環境政策課）

○　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定について（精神保健推進室）

○　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退について（同）

選挙管理委員会

○　政治資金規正法第 17 条第２項の適用を受ける団体（選挙管理委員会事務局）

公安委員会

○　宮城県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則（警察本部警務課）

○　宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続等（同）

宮城県訓令甲第18号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年５月22日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和35年宮城県訓令甲第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後

別表第１（第３条関係）

［略］	［略］
税務課 (1)　宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号）第108条の４第１項の規定による収納計器取扱者の指定及びその取消し (2)　［略］	税務課長 (1)　［略］ ア　利子割清算金の請求及び支出の決定（第71条の25） イ～ケ　［略］ コ・サ　［略］ (2)～(8)　［略］ (9)　地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）附則第10条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第１条の規定による改正前の地方税法第177条の６第１項及び第２項の規定による環境性能割交付金の交付の決定 (10)・(11)　［略］
［略］	［略］

改　正　前

別表第１（第３条関係）

［略］	［略］
税務課 (1)　宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号）第104条の９第１項の規定による収納計器取扱者の指定及びその取消し (2)　［略］	税務課長 (1)　［略］ ア～ク　［略］ ケ　環境性能割交付金の交付の決定（第177条の６） コ・サ　［略］ (2)～(8)　［略］ (9)・(10)　［略］
［略］	［略］

水産業振興課 (1)～(11)　［略］ (12)　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和２年法律第79号）第10条の規定による勧告及び命令	水産業振興課長 (1)～(15)　［略］ (16)　［略］ ア　［略］ イ　特定第１種水産動植物等取扱事業者に係る届出の受理（第11条） ウ　報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査及び質問（第32条） エ　［略］
［略］	［略］

水産業振興課 (1)～(11)　［略］ (12)　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和２年法律第79号）第７条の規定による勧告及び命令	水産業振興課長 (1)～(15)　［略］ (16)　［略］ ア　［略］ イ　特定第１種水産動植物等取扱事業者に係る届出の受理（第８条） ウ　報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入検査及び質問（第12条） エ　［略］ (17)　特定第１種水産動植物の採補の事業を行う者に係る届出の受理及び当該届出に係る番号の通知に係る報告（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第13条第２項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（令和３年政令第18号）第３項）
［略］	［略］

附　則

この訓令は、令和８年５月22日から施行する。

宮城県告示第420号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の２第１項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）第 14 条第４項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和８年５月 22 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ひかり薬局古川旭	大崎市古川旭三丁目７番 14 号	株式会社オオノ	仙台市青葉区上杉二丁目３番 19 号	令和８年４月１日

２　介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ひかり薬局古川旭	大崎市古川旭三丁目７番 14 号	株式会社オオノ	仙台市青葉区上杉二丁目３番 19 号	令和８年４月１日

宮城県告示第421号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の２第１項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）第 14 条第４項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

令和８年５月 22 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
旧	ダスキンヘルスレント多賀城ステーション	多賀城市町前３丁目６番 24 号	株式会社レンタルステーションアズミ	多賀城市町前３丁目６番 24 号	令和８年２月５日
新		多賀城市明月１丁目６番 14 号			

宮城県告示第422号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の２第１項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）第 14 条第４項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

令和８年５月 22 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
大崎市社会福祉協議会オニコウベデイサービスセンター	大崎市鳴子温泉鬼首字宮沢53番地１	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	地域密着型通所介護、通所型サービス（独自）、介護予防通所介護、通所介護、予防通所	令和８年３月 31 日

宮城県告示第423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の11第１項の規定により、白石市土地改良区が行う連携管理保全事業の計画を令和８年４月27日認可した。

令和８年５月22日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

宮城県告示第424号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和８年５月 22 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

登米市（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

干害の防備

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第425号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和８年５月 22 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

登米市（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

干害の防備

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第426号

利府町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第２項において準用する同法第 20 条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和８年５月 22 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　都市計画の種類及び名称

仙塩広域都市計画用途地域

２　縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第427号

利府町から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第２項において準用する同法第 20 条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和８年５月 22 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　都市計画の種類及び名称

（１）種類　仙塩広域都市計画地区計画

（２）名称　唄沢地区計画

２　縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第 428 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の２第１項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年５月 22 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

１　指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

宮城県石巻市魚町２丁目 14 番地

石巻魚市場株式会社

２　指定公金事務に委託した公金事務に係る徴収の内容

海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の石巻市水産物地方卸売市場石巻売場における販売に係る物品売払代金

３　指定年月日

令和８年４月 27 日

４　委託年月日

令和８年５月 12 日

５　委託期間

令和８年５月 12 日から令和９年３月 31 日まで

宮城県告示第 429 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の２第１項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年５月 22 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

１　指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

宮城県気仙沼市魚市場前８番 25 号

気仙沼漁業協同組合

２　指定公金事務に委託した公金事務に係る徴収の内容

海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の地方卸売市場気仙沼市魚市場における販売に係る物品売払代金

３　指定年月日

令和８年４月 27 日

４　委託年月日

令和８年５月 12 日

５　委託期間

令和８年５月 12 日から令和９年３月 31 日まで

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和８年５月22日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

１　随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量

広報紙「みやぎ県政だより」配布業務　一式

２　契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地

総務部広報課　仙台市青葉区本町３丁目８番１号

３　契約の相手方を決定した日

令和８年４月15日

４　契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地

仙台市長　郡　和子　　仙台市青葉区国分町３丁目７番１号

５　契約金額

52,057,897円

６　契約の相手方を決定した手続

随意契約

７　契約の相手方を決定した理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第11条第１項第１号、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第２号該当

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和８年５月 22 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

1　随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量
　オンサイトＰＰＡ方式による県有施設への太陽光発電設備等導入業務（産業技術総合センター）
　一式
2　契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
　環境生活部環境政策課　仙台市青葉区本町３丁目８番１号
3　契約の相手方を決定した日
　令和８年３月 13 日
4　契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地
　シントウエナジー株式会社　石巻市大街道北３丁目７番 27 号
5　契約金額
　67,400,000 円（税抜）
6　契約の相手方を決定した手続
　随意契約
7　契約の相手方を決定した理由
　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372 号）第 11 条第１項第１号、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第２号該当

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和８年５月 22 日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

１　病院・診療所

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団ひかる会 ひかる在宅クリニック・のりこ小児科	富谷市日吉台２丁目 24－２	令和８年５月１日

２　薬局

名称	所在地	指定年月日
ししおり調剤薬局	気仙沼市浪板 137－１	令和８年５月１日
なでしこ薬局	本吉郡南三陸町歌津字枡沢 93－５	令和８年５月１日
正明薬局調剤センター	大崎市古川諏訪二丁目２－40	令和８年５月１日

３　訪問看護

名称	所在地	指定年月日
たすくの社訪問看護ステーション	岩沼市桜三丁目８－７ ＣＡＳＡ442 303 号室	令和８年５月１日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和８年５月 22 日

宮城県知事　　村　　井　　嘉　　浩

薬局

名称	所在地	廃止年月日
ししおり調剤薬局	気仙沼市東八幡前 270－１	令和８年３月 19 日
アシストファーマシー	富谷市明石台七丁目１番６　エターナルタウン２階　２－Ｃ号室	令和８年３月 31 日
つばさ薬局中新田店	加美郡加美町矢越 340－１	令和８年３月 31 日

宮選管告示第 31 号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第２項の規定により、令和８年５月１日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第３項の規定により告示する。

令和８年５月 22 日

宮城県選挙管理委員会委員長　　櫻　　井　　正　　人

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
あべかつのり後援会	櫻井　清孝	最上　和昭	東松島市大塩字天神堂 46
いせさとし後援会	永窪　威	齋藤　正志	柴田郡大河原町新南 165－７
板橋みほ後援会「花笑む会」	板橋　美保	板橋　京子	名取市高舘熊野堂字岩口下 37－11
大泉治後援会	佐々木　健佐	大泉　恒彦	遠田郡涌谷町字北田甲３－１
大橋たかとし後援会	高楯　宏幸	大橋　貴利	塩竈市芦畔町１－５
小野よしかつ後援会	小野　義勝	小野　義勝	伊具郡丸森町大内字岩ノ入９
加藤喜太郎後援会	三浦　一道	高橋　正利	柴田郡村田町大字村田字後田 65
菊地しんじ後援会	菊地　伸志	菊地　浩	仙台市太白区西中田２－15－１
齋藤英之後援会	齋藤　富春	齋藤　秀俊	刈田郡蔵王町大字塩沢字天王 71－18
佐々木あきお後援会	佐々木　昭雄	佐々木　昭雄	柴田郡川崎町川内字七曲山 216－３
さとうみのる後援会	佐藤　和弘	相原　勉	亘理郡亘理町荒浜字鳥の海３－13
せられい後援会	世良　玲二	世良　玲二	名取市上余田字千刈田 866－２
日本民心党	髙橋　理茂	髙橋　理茂	登米市南方町上砥落７－１
長谷川あつし後援会	長谷川　敦	長谷川　美子	栗原市築館荒田沢 41－294
的場かなめ後援会	的場　勝男	大宮　健弘	柴田郡川崎町大字前川字中町 92－１
村山一夫後援会	向山　清一	稲冨　敏昭	刈田郡蔵王町大字曲竹字川原田 25－３

宮城県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年５月22日

宮城県公安委員会委員長　　及　　川　　雄　　介

宮城県公安委員会規則第７号

宮城県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

宮城県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成30年宮城県公安委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（趣旨） 第１条　この規則は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年宮城県条例第28号。以下「情報通信技術活用条例」という。）又は条例等（条例及び規則をいう。以下同じ。）に定めるもののほか、情報通信技術活用条例の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等（公安委員会等に対して行うこととされ、又は公安委員会等が行うこととしている条例等、訓令又は公安委員会告示に基づく申請、処分の通知、縦覧、作成その他の手続をいう。以下同じ。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年宮城県条例第28号。以下「情報通信技術活用条例」という。）その他の法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。以下同じ。）又は条例等（条例及び規則をいう。以下同じ。）に定めるもののほか、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第６号）及び情報通信技術活用条例の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等（公安委員会等に対して行うこととされ、又は公安委員会等が行うこととしている法令、条例等、訓令又は公安委員会告示に基づく申請、処分の通知、縦覧、作成その他の手続をいう。以下同じ。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。
（定義） 第２条　この規則で使用する用語は、次項に定めるもののほか、情報通信技術活用条例で使用する用語の例による。 ２　［略］	（定義） 第２条　この規則で使用する用語は、次項に定めるもののほか、情報通信技術活用法及び情報通信技術活用条例で使用する用語の例による。 ２　［略］

⑴ ［略］	⑴ ［略］
⑵ ［略］	⑵ ［略］
ア・イ ［略］	ア・イ ［略］
ウ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名	
⑶ ［略］	⑶ ［略］
⑷ 申請等　情報通信技術活用条例第２条第６号に規定する申請等をいう。	⑷ 申請等　情報通信技術活用法第３条第８号及び情報通信技術活用条例第２条第６号に規定する申請等をいう。
⑸ 処分通知等　情報通信技術活用条例第２条第７号に規定する処分通知等をいう。	⑸ 処分通知等　情報通信技術活用法第３条第９号及び情報通信技術活用条例第２条第７号に規定する処分通知等をいう。
（電子情報処理組織による申請等）	（電子情報処理組織による申請等）
第４条 ［略］	第４条 ［略］
⑴ 個別の条例等の規定によりすることができる申請等	⑴ 個別の法令の規定によりすることができる申請等
⑵ 条例等の規定に基づく申請等であって、公安委員会が別に定めるもの	⑵ 法令又は条例等の規定に基づく申請等であって、公安委員会が別に定めるもの
２ ［略］	２ ［略］
⑴ 申請等を書面等により行うときに条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項	⑴ 申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項
⑵ 申請等を書面等により行うときに条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載若しくは記録されている事項又は記載若しくは記録すべき事項（前号に掲げるものを除く。）	⑵ 申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載若しくは記録されている事項又は記載若しくは記録すべき事項（前号に掲げるものを除く。）
３ ［略］	３ ［略］
４ 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第１項の申請等が行われたときは、第２項の規定により入力された事項に係る書面	４ 法令又は条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第１項の申請等が行われたときは、第２項の規定により入力された事

等については、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。	項に係る書面等については、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。
5　第１項の申請等を行う者は、第２項第２号に掲げる事項を光学的文字読取装置を用いて入力するときは、申請等をする者が、光学的文字読取装置を用いて書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録にファイルに記録した日時及び記録された事項が書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。	5　第１項の申請等を行う者は、第２項第２号に掲げる事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。
6　公安委員会等は、第１項の申請等を行う者が、第２項第２号に掲げる事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した条例等の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。	6　公安委員会等は、第１項の申請等を行う者が、第２項第２号に掲げる事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。
7　公安委員会等は、第１項の申請等を行う者が当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等、電磁的記録又は有体物を提出するときは、当該申請等を行った者に公安委員会等の付与する符号を当該書面等、電磁的記録又は有体物に表示させることができる。	7　公安委員会等は、第１項の申請等を行う者が当該申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等、電磁的記録又は有体物を提出するときは、当該申請等を行った者に公安委員会等の付与する符号を当該書面等、電磁的記録又は有体物に表示させることができる。
	8　公安委員会等は、第１項の申請等を行う者が第２項第２号に掲げる事項についてデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いて電磁的記録に記録をして同項の規定により入力するときは、当該記録をした事項が同号に規定する書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録させることができる。
（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）	（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）
第６条　情報通信技術活用条例第６条第６項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。	第６条　情報通信技術活用法第６条第６項及び情報通信技術活用条例第６条第６項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、

⑴～⑷　［略］	次に掲げる場合とする。 ⑴～⑷　［略］
２　［略］	２　［略］
（電子情報処理組織による処分通知等） 第７条　［略］	（電子情報処理組織による処分通知等） 第７条　［略］
⑴　個別の条例等の規定によりすることができる処分通知等	⑴　個別の法令の規定によりすることができる処分通知等
⑵　条例等の規定に基づく処分通知等であって、公安委員会が別に定めるもの	⑵　法令又は条例等の規定に基づく処分通知等であって、公安委員会が別に定めるもの
２　公安委員会等は、電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他通知すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。	２　公安委員会等は、電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他通知すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。
３　［略］	３　［略］
（処分通知等を受ける旨の表示の方式） 第９条　情報通信技術活用条例第７条第１項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。	（処分通知等を受ける旨の表示の方式） 第９条　情報通信技術活用法第７条第１項ただし書及び情報通信技術活用条例第７条第１項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］
（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合） 第10条　情報通信技術活用条例第７条第５項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。	（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合） 第10条　情報通信技術活用法第７条第５項及び情報通信技術活用条例第７条第５項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。
⑴・⑵　［略］	⑴・⑵　［略］

（電磁的記録による縦覧等） 第11条　公安委員会等は、電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等（情報通信技術活用条例第２条第８号に規定する縦覧等をいう。）を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。	（電磁的記録による縦覧等） 第11条　公安委員会等は、電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等（情報通信技術活用法第３条第10号に規定する縦覧等及び情報通信技術活用条例第２条第８号に規定する縦覧等をいう。）を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。
（電磁的記録による作成等） 第12条　公安委員会等は、電磁的記録の作成等（情報通信技術活用条例第２条第９号に規定する作成等をいう。）を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。	（電磁的記録による作成等） 第12条　公安委員会等は、電磁的記録の作成等（情報通信技術活用法第３条第11号に規定する作成等及び情報通信技術活用条例第２条第９号に規定する作成等をいう。）を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。
（氏名又は名称を明らかにする措置） 第13条　情報通信技術活用条例第６条第４項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書とともに送信されるものに限る。次項において同じ。）又は公安委員会若しくは警察本部長が定めるものとする。 ２　情報通信技術活用条例第７条第４項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名又は公安委員会若しくは警察本部長が定めるものとする。 ３　情報通信技術活用条例第９条第３項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。	（氏名又は名称を明らかにする措置） 第13条　情報通信技術活用法第６条第４項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第６条第４項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書とともに送信されるものに限る。次項において同じ。）又は公安委員会若しくは警察本部長が定めるものとする。 ２　情報通信技術活用法第７条第４項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第７条第４項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名又は公安委員会若しくは警察本部長が定めるものとする。 ３　情報通信技術活用法第９条第３項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第

	９条第３項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。
（その他の手続等） 第15条　公安委員会等に係る手続等のうち、情報通信技術活用条例第６条から第９条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用条例及びこの規則の規定の例による。	（その他の手続等） 第15条　公安委員会等に係る手続等のうち、情報通信技術活用法第６条から第９条までの規定又は情報通信技術活用条例第６条から第９条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用条例及びこの規則の規定の例による。

附　則

この規則は、令和８年５月25日から施行する。

宮城県公安委員会告示第47号

宮城県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成30年宮城県公安委員会規則第２号。以下「規則」という。）の規定に基づき、宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続等を次のとおり定め、令和８年５月25日から施行する。

なお、これに伴い、宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続等（令和７年宮城県公安委員会告示第95号）は廃止する。

令和８年５月22日

宮城県公安委員会委員長　　及　　川　　雄　　介

１　規則第４条第１項第２号に規定する別に定める申請等は、別表第１及び別表第２の左欄に掲げる条例等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

２　規則第４条第３項ただし書に規定する申請等は、次の各号に掲げる申請等とする。

⑴　別表第１の左欄に掲げる条例等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等であって、あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて申請部分に接続する措置を執るもの

⑵　別表第２の左欄に掲げる条例等に応じ、同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等

３　規則第６条の場合において、規則第４条の規定により申請等を行う者は、書面等（規則第６条に規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号、記号その他の符号を明らかにしなければならない。

４　規則第７条第１項第２号に規定する別に定める処分通知等は、別表第３の左欄に掲げる条例等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく処分通知等とする。

５　規則第９条第２号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第４条第２項に規定する方法によって公安委員会等に届け出るものとする。

６　規則第13条第１項の公安委員会が定めるものは、別表第１及び別表第２の左欄に掲げる条例等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、次の各号に掲げるいずれかの措置を執るものとする。

⑴　規則第４条第２項の規定により氏名又は名称を入力する措置

⑵　あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を入力する措置

別表第１

条　例　等	規　　定
宮城県道路交通規則 （平成13年宮城県公安委員会規則第１号）	第３条第２項、第５項及び第６項 第７条第３項、第７項及び第８項 第16条

別表第２

条　例　等	規　　定
情報報公開条例 （平成11年宮城県条例第10号）	第５条第１項

別表第３

条　例　等	規　　定
宮城県道路交通規則 （平成13年宮城県公安委員会規則第１号）	第７条第３項、第７項及び第８項